

取締役会の開催に関する留意点

弁護士 工藤竜之進
弁護士 大矢恵理

Question

- ① 取締役会を電話会議や TV 会議、Web 会議等の方法により開催し、役員が自宅等の社外から参加することは可能でしょうか。また、その場合、取締役会議事録には開催場所をどのように記載すればよいでしょうか。
- ② 取締役の全員から電子メールで同意を取得することにより、取締役会の開催を省略することは可能でしょうか。
- ③ 取締役会議事録を電磁的記録により作成する場合、出席取締役等による署名は、リモート型やクラウド型の署名でもよいでしょうか。

Answer

- ① 電話会議や TV 会議、Web 会議等の方法により取締役会を開催することも可能です。また、出席者の全員が社外から参加した場合、取締役会議事録には議長の所在場所を開催場所として記載することが考えられます。
- ② 定款に定めを置くことにより、取締役が提案した取締役会の議案について取締役の全員が同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなすことが可能ですが、取締役の同意は書面だけでなく電子メール等の電磁的記録により取得することも可能です。
- ③ 取締役会議事録への署名は、リモート型やクラウド型と呼ばれる電子署名によることも可能です。但し、議事録を商業登記申請に用いる場合には、商業登記法施行規則に従った署名等が要求されるため注意が必要です。

1. はじめに

COVID-19 の感染拡大が続くなか、在宅勤務体制に移行し、従来のように取締役及び監査役が一堂に会する形での取締役会の開催を避ける企業も増えてきています。取締役及び監査役の一部又は全員が出席せずに取締役会を開催する方法としては、①電話会議、TV 会議、Web 会議を利用した開催や、②取締役会の開催そのものを省略し、書面又は電磁的記録での決議を行うことが考えられます。そこで、本稿では、これらの方法による取締役会の開催やその場合の取締役会議事録の作成に関する留意点を概説します。

2. 電話会議、TV 会議、Web 会議による取締役会の開催

(1) 電話会議、TV 会議、Web 会議による取締役会開催の可否

電話会議を利用した取締役会の開催は、「出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっている」場合には可能であると解されています¹。また、TV 会議システムによる開催についても、「取締役間の協議と意見の交換が自由にでき、相手方の反応がよくわかるようになっている場合、すなわち、各取締役の音声と画像が即時に他の取締役に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みが確保されている場合」には可能であるとされています²。Web 会議の利用についても、動画と音声により取締役間の協議・意見交換が行われるという点で TV 会議と同様であることから、TV 会議システムによる場合と同様の要件を満たす場合、すなわち情報伝達の即時性及び双方向性が確保されている場合には、Web 会議により取締役会を開催することは可能と考えられます。

(2) 留意点

ア ネットワーク障害・システム障害等への対処

電話会議、TV 会議及び Web 会議（以下「電話会議等」といいます。）を利用して取締役会を開催する場合には、上述の通り、情報伝達の即時性及び双方向性が確保されている必要があるところ、Web 会議を利用する場合には特に、ネットワーク・システム障害等により、映像や音声途切れてしまう可能性が想定されます。出席取締役の一部につき、映像だけでなく音声も途切れた場合には、情報伝達の即時性及び双方向性を確保することが難しく、当該取締役は取締役会の審議には出席していないものとして扱われる可能性があります³。したがって、ネットワーク障害等に備え、別途電話会議システムを準備しておくなどの措置を講じておくことが望ましいといえます。

イ 取締役会議事録の記載方法

(ア) 開催場所の記載

取締役会議事録には、「取締役会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役……が取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）」を記載する必要があります（会社法施行規則 101 条 3 項 1 号）。同号において、「取締役会が開催された……場所」に在しない取締役等が出席した場合に

¹ 2002 年 12 月 18 日付法務省民商第 3044 号民事局商事課長回答

² 1996 年 4 月 19 日付法務省「規制緩和等に関する意見・要望のうち、現行制度・運用を維持するものの理由等の公表について」

³ 大阪株式懇談会編『会社法 実務問答集Ⅲ』284 頁 [北村雅史]（商事法務、2019 年）

については、出席の方法を記載するとされていることからすると、電話会議等により参加した取締役等が所在する場所は「取締役会が開催された……場所」ではないと考えられます⁴。

そのため、一部の取締役のみが電話会議等により参加した場合には、他の取締役等が一堂に会して参加した場所が取締役会の開催場所になります。また、出席者の全員が自宅等、別々の場所から電話会議等によりリモートで参加した場合には、取締役会議事録には議長の所在場所を開催場所として記載することが考えられます⁵（なお、取締役会の議長が代表取締役である場合、代表取締役の住所は登記されているため、議長が自宅から参加した場合であっても、議長の自宅の住所を取締役会議事録に記載することへの抵抗感は他の取締役の住所を記載することに比べて小さいケースも多いと思われます。）。

（イ）情報伝達の即時性及び双方向性が確保されたことに関する記載

上述のとおり、電話会議等の手段を用いる場合には、情報伝達の即時性及び双方向性が確保されなければならない、この点は適法な取締役会として認められる要件となるため、取締役会議事録にも記載することが通常です⁶。具体的には、以下の（記載例）のような記載をすることが考えられます⁷。

取締役会議事録（記載例）

令和●年●月●日●時●分、当社本店において、Web 会議システムを用いて、取締役会を開催した。

取締役総数	●名	出席取締役数	●名
監査役総数	●名	出席監査役数	●名

出席者： (略)

なお、取締役●及び●は Web 会議システムを用いて本取締役会に出席した。

上記のとおり取締役及び監査役の出席があり、定刻、定款の規定により代表取締役●が議長となり、本取締役会は Web 会議システムを用いて開会する旨宣した。

Web 会議システムにより、出席者の音声及び画像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることが確認されて、議事に入った。

(中略)

以上をもって Web 会議システムを用いた本取締役会は、終始異状なく全議事を終了したので、議長は●時●分閉会を宣した。

⁴ 弥永真生『コンメンタル会社法施行規則・電子公告規則[第2版]』（商事法務、2015年）508頁

⁵ 弥永真生『コンメンタル会社法施行規則・電子公告規則[第2版]』（商事法務、2015年）508頁

⁶ テレビ会議システムによる場合について、川見裕之「テレビ会議システムによる取締役会の議事録」旬刊商事法務 1458号 43頁

⁷ テレビ会議システムによる場合について、川見裕之「テレビ会議システムによる取締役会の議事録」旬刊商事法務 1458号 43頁

(以下略)

3. 取締役会開催の省略

定款に定めを置くことにより、取締役が提案した取締役会の議案について取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなすことが可能であり（会社法 370 条）、この場合には取締役会の実際の開催を省略することが可能です。監査役設置会社の場合には、監査役が当該提案について異議を述べていないことも要件となるため、実務上は、取締役から同意を得るとともに、監査役からも異議がない旨の確認を得ることが一般的です。

取締役による提案及び同意の書面のサンプルは以下の通りです。

(記載例)

令和●年●月●日

取締役各位

東京都●区●番地

●●●株式会社

代表取締役 ●●●●

取締役会決議事項についての提案書及びその内容に対する同意書

当社の取締役会につきましては、会社法第 370 条の規定に基づき、書面による決議をいたしたく存じますので、下記の決議事項をご高覧の上、決議事項にご同意いただけます場合は、お手数ながら本書末尾のご署名欄に署名又は記名押印の上、令和●年●月●日までに当社宛にご提出ください。

記

提案の内容

決議事項

第●号議案 ●●の件

以上

●●●株式会社

代表取締役 ●●●● 殿

会社法第 370 条の規定に基づき、上記提案内容に対し同意いたします。

令和●年●月●日

取締役 ●●●● (印)

取締役の同意の意思表示は、書面だけでなく電磁的記録によることも認められているため、電子メールによることも可能です⁸。そのため、取締役が議案の提案を電子メールで行い、全取締役から電子メールで同意を得ることで、書面のやり取りを介することなく取締役会決議が成立したものとみなすことができます。

また、取締役会への報告事項についても、取締役、会計参与、監査役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）又は会計監査人が取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員に対し取締役会に報告すべき事項を通知したときは、取締役会への報告を省略することができます（会社法 372 条 1 項、3 項）。そのため、取締役会の決議だけでなく、報告事項の報告についても、取締役会の実際の開催を省略することが可能です。但し、代表取締役及び業務執行取締役は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならないところ、当該報告については、上述の方法により省略することはできないとされています（会社法 372 条 2 項、363 条 2 項）。したがって、最低でも 3 ヶ月に 1 回は、取締役会を実際に開催する必要があります。

4. 取締役会議事録の署名・押印

会社法上、取締役会に出席した取締役及び監査役は、当該取締役会の議事録に署名又は記名押印をしなければならないところ（会社法 369 条 3 項）、取締役会議事録を電磁的記録をもって作成する場合には、署名又は記名押印に代わる措置として、電子署名をする必要があります（会社法 369 条 4 項、会社法施行規則 225 条 1 項 6 号）。この電子署名は、会社法施行規則 225 条 2 項が定める要件を充たすものである必要があるところ、①サービス提供事業者のサーバに利用者の署名鍵を設置・保管し、利用者がサーバにリモートでログインしたうえで、自らの署名鍵で当該事業者のサーバ上で電子署名を行うものや、②サービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うものであっても、当該取締役又は監査役の意思に基づいていれば署名又は記名押印に代わる措置としての電子署名として有効なものであるとの見解が法務省により示されています⁹。したがって、いわゆるリモート型、クラウド型の電子署名であっても、取締役会議事録に施す署名として有効であると考えられます。

なお、本店の移転や募集株式の発行など、登記事項についての決議を行った取締役会議事録を添付資料として登記のオンライン申請を行う場合（商業登記法 46 条 2 項）には、商業登記法上要求される電子証

⁸ 大阪株式懇談会編『会社法 実務問答集Ⅲ』283 頁 [北村雅史]（商事法務、2019 年）

⁹ 新経済連盟「取締役会議事録に施す電子署名についての法務省見解」

（<https://jane.or.jp/proposal/notice/10829.html>）

明書に係る電子署名が必要となり、必ずしも今回認められたリモート型及びクラウド型の電子署名では商業登記法上要求される電子署名として十分でない場合もあるため、注意する必要があります。

以上